

### 第3 盛岡市食生活改善推進員団体連絡協議会

盛岡市が主催する食生活改善推進員養成教室の修了生をもって組織する団体で、食生活改善運動を推進し、地域のリーダーとして市民の健康増進に寄与するため、昭和54年6月11日設立され、次の事業を実施した。

(対象年度4月1日時点)

年度	2	3	4	5	6
会員数(人)	513	510	439	412	390

- (1) 総会 1回  
 (2) 役員会・理事会 9回  
 (3) 研修会

内容	年度		2		3		4		5		6	
	(回)	(人)	(回)	(人)								
第一回研修会	-	-	-	-	-	-	1	105	1	127		
理事研修会	1	40	1	38	1	37	2	35	1	36		
第二回研修会	6	66	5	81	5	86	6	118	6	128		
自主献立普及研修会	5	61	5	64	5	66	5	66	5	65		
(品数)	(58品)		(70品)		(69品)		(61品)		(66品)			

- (4) 受託事業(各地区普及活動)

内容	年度		2		3		4		5		6	
	(回)	(人)	(回)	(人)	(回)	(人)	(回)	(人)	(回)	(人)	(回)	(人)
対象別栄養教室	17	238	18	427	17	671	17	492	17	775		
食育事業	-	-	-	-	-	-	1	21	-	-		
おやこの食育教室	-	-	-	-	-	-	-	-	1	23		
生涯骨太クッキング	1	28	-	-	-	-	-	-	-	-		
やさしい介護食教室	-	-	1	20	-	-	1	20	-	-		
男性のための料理教室	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
食生活改善推進員が牽引するヘルスサポーター養成事業	-	-	-	-	-	-	-	-	1	18		
鶏卵を使った料理講習会 (R3～鶏卵料理講習会並びに消費者懇談会)	-	-	5	77	5	94	5	104	5	85		
「見える化で野菜摂取量70gアップ促進事業」 ※R5～事業開始	-	-	-	-	-	-	7	988	-	-		
1日食塩摂取量調査による減塩スキルアップ事業	中止		144人		-		-		-			
岩手県減塩適塩キャンペーン	1	380	35	1,050	19	456	1	500	14	500		

※「-」とあるのは、当該年度に事業を実施していないもの。

※「中止」とあるのは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業を中止したもの。

(5) 地区活動

年度	2	3	4	5	6
開催回数 (回)	18	17	18	17	17
参加者数 (人)	262	493	467	708	539

(6) 会員自主活動

年度	2	3	4	5	6
喫食数 (回)	674	540	521		
参加会員数 (人)	183	149	141		

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した活動の代替として開始したもの。  
令和5年度からは活動再開したため、令和4年度で終了。

(7) その他

- ・会報「いしわり桜」の発行 年1回
- ・“世界につながるまち盛岡” 市民会議活動
- ・盛岡市 8020 歯科保健大会
- ・市食育推進協議会
- ・市健康フェスタの共催
- ・市保健所事業への協力 (離乳食教室、ヘルサラボ、幼児健康教育、まめす倶楽部)
- ・公民館事業への協力
- ・地区病態別栄養教室への協力
- ・農業まつりへの協力
- ・岩手県内民放4局「減塩の日」啓発キャンペーンへの協力

# 盛岡市食生活改善推進員団体連絡協議会会則

平成5年5月14日  
総 会 決 議

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、盛岡市食生活改善推進員団体連絡協議会という。

(目 的)

第2条 この会は、会員相互の連絡を密にし、その活動の振興を図ることにより食生活改善を推進し、市民の健康増進に寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 この会の事務局は、盛岡市保健所に置く。

(事 業)

第4条 この会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 会員の研修に関すること。
- (2) 食生活に関する調査研究に関すること。
- (3) 食生活改善の実践活動に関すること。
- (4) 市及び保健所の行う食生活改善施策に対する協力に関すること。
- (5) その他この会の目的の達成に必要な事業

## 第2章 会員及び役員

(会 員)

第5条 この会は、盛岡市が主催する栄養教室で所定のコースを修了し、会費を納入した者で組織する。

(役 員)

第6条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
  - (2) 副 会 長 3名
  - (3) 理 事 各地区から1名
  - (4) 理事会は、会員の中から理事を若干名推薦できる。
  - (5) 会長は、理事の中から会計、書記を指名する。
  - (6) 監 事 若干名
- 2 会長及び副会長は、理事会において互選し、総会において承認する。
  - 3 理事（地区理事及び理事会で推薦された理事）は、総会において承認する。
  - 4 監事は総会において選任する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、この会を代表し、会務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織し、この会則に定める事項を審議する。
- 4 監事は、この会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の仕事は、その前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任満期が満了しても後任の役員が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(顧 問)

第9条 この会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会議に出席して意見を述べるすることができる。

(事務局)

第10条 この会に事務局職員を若干名置くことができる。

- 2 事務局職員は、会長の委嘱により会の事務に従事する。
- 3 事務局の運用に関し必要な事項は、会長が別に定める。
- 4 事務局に会計、書記を置く。

### 第3章 会 議

(会議の種類及び召集)

第11条 この会の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会及び理事会は、会長が召集する。
- 3 理事の3分の1以上の者から請求があったときは、会長は、理事会を召集しなければならない。  
(総 会)

第12条 総会は、毎年1回開催する。

- 2 総会の議長は、出席者の中からその都度選出する。
- 3 総会の議事は、出席した会員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。  
(総会の議決事項)

第13条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 会則の制定又は改廃に関する事項
- (2) 事業計画、予算及び決算に関する事項
- (3) 理事及び監事の選任に関する事項
- (4) 会費の額の決定に関する事項
- (5) その他理事会が必要と認めた事項  
(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、必要に応じて開催するものとし、会長が議長となる。

- 2 理事会は、理事の半数以上が出席しなければ開催することができない。
- 3 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の議決事項)

第15条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する事項
- (2) 顧問の推薦に関する事項
- (3) 事業執行に関する事項
- (4) 総会を開催するいとまのない緊急な事項
- (5) その他会長が認めた事項

### 第4章 会 計

(経 費)

第16条 この会の経費は、会費、委託料、寄付金及びその他収入をもって充てる。

第17条 会費は、構成員1人当たり1,200円とし、その年度当初に納入するものとする。

ただし、90歳以上の会員は名誉会員とし、会費は免除するものとする。

(会計年度)

第18条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### 第5章 慶 弔

(慶弔金)

第19条 歴代会長が死亡した場合は弔意を表す。弔意についてはその都度協議をして決定する。

### 第6章 補 則

(委 任)

第20条 この会則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成5年5月14日から施行する。

(経過規定)

- |    |      |            |              |
|----|------|------------|--------------|
| 2  | 一部改正 | 平成13年5月15日 | (第17条)       |
| 3  | 一部改正 | 平成15年5月28日 | (第6条第2項以降)   |
| 4  | 一部改正 | 平成18年5月23日 | (第6条第1項第2号中) |
| 5  | 一部改正 | 平成19年5月23日 | (第6条第1項第2号中) |
| 6  | 一部改正 | 平成20年5月22日 | (第3条第1項第1号中) |
| 7  | 一部改正 | 平成26年5月27日 | (第19条)       |
| 8  | 一部改正 | 平成29年5月31日 | (第17条)       |
| 9  | 一部改正 | 平成30年5月29日 | (第5条)        |
| 10 | 一部改正 | 令和3年4月1日   | (第17条)       |

# 盛岡市食生活改善推進員団体連絡協議会役員名簿

令和7年度

会 長 (1)	佐 藤 康 子
副会長 (3)	石 橋 ミツ子    八 幡 るり子    佐久間 敏 子
書 記	駿 河 順 子    伊 藤 典 子
会 計	星 智寿子            藤 森 由佳子
監 事	永 峰 美智子    菅 原 葉 子
顧 問	

<理 事>

No	地区名	理事名	No	地区名	理事名
1	仁王	欠 端 英美子	26	見前2	多 田 敬 子
2	桜城南	佐久間 敏 子	27	飯岡1	伊 藤 典 子
3	桜城北	多 田 比呂子	28	飯岡2	八 幡 るり子
4	上田	佐藤康子(代理)	29	乙部A	藤 原 妙 子
5	緑が丘	野 口 元 子	30	乙部B	岩 部 初 子
6	松園	菅 原 きよ子	31	巻堀	工 藤 幸 枝
7	山岸	藤 森 由佳子	32	好摩	荒 澤 カヅエ
8	浅岸	長 岡 良 子	33	渋民	藤 澤 昌 子
9	城南	伊 藤 しづ子	34	玉山・藪川	石 橋 ミツ子
10	加賀野	川守田 弥 生			
11	中野	鎌 田 好 美			
12	杜陵	前 沢 久仁子			
13	大慈寺	長 澤 まさよ			
14	仙北	中 村 敦 子			
15	本宮	村 山 美保子			
16	太田・繫	山 口 君 子	理事会推薦		佐 藤 康 子
17	西厨川	駿 河 順 子	理事会推薦		星        智寿子
18	東厨川	川 村 まき子			
19	青山	栗 原 幸 子			
20	北厨川	菊 池 朋 子			
21	築川	藤 澤 マキ子			
22	米内	佐々木 照 子			
23	土淵	佐 藤 栄 子			
24	みたけ	畑 井 悦 子			
25	見前1	芳 賀 スミコ			